

1996年に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の一部を改正する法律案要綱を答申されてから、30年近くがたちました。世界で夫婦別姓しか採用していないのは、日本だけとされています。婚姻によるこの制度で実質の不利益を被っているのは、多くは女性です。

私はこの答申の10年くらい前に、結婚し改姓をしたときのことを思い出します。両親や兄弟とは異なる姓となり、これまでの旧姓時代の自分とは、スイッチが切り替わるような不安と孤独を感じました。結婚後に始めた仕事は、今の姓でスタートしたため混乱することなく、実績を積み重ねることができましたが、少しずれていけば、私自身も通称で旧姓を使うことになったと思っています。

先ほども申し上げたように、かなりの時間を経る中での議論は、進んでいません。通称が使えるとはいえ、不便、不利益を引き続き押しつけられるのは変わらず女性です。女性活躍などとは見せかけにすぎず、この通称が一般的になったとしても、戸籍名が異なることによる各種の手續の混乱は避けられません。

通称事例にある旧姓の併記記載や印鑑登録に旧姓が使用できるからといって、実際の契約には戸籍名を書くことになり、やはり通称は正式とは認められていないことになります。

パスポートへの旧姓併記が可能となりましたが、ビザや航空券などは取得できません。パスポートのマイクロチップには記載されないので、むしろ混乱します。2019年からは、住民票やマイナンバーカードへの旧姓併記もできるようになりましたが、銀行口座開設などの契約では、戸籍名が求められます。運転免許証への旧姓併記は、まず戸籍謄本を取って旧姓併記の住民票作成などの手續をして、住民票を取ってからでないと、免許証の手續はできません。事実婚とした場合、配偶者控除などの経済的な対象にはなれません。

この夫婦別姓の議論で、よく言われる社会的地位を築いてきた女性だけの問題ではなく、暮らしに直結した問題なのです。日本だけに残る制度として、むしろ継続を推奨するようなのんきな考えで反対されるのであれば、あまりにも軽視し過ぎであり、婚姻制度に依拠しない場合、経済的不利益を被るという現在の状況は、人々の差別意識を喚起し、基本的人権の損傷にも当たると考えています。

あくまでも別の姓にするか否かは、選択制であり、現在の強制的改姓とは違うのです。一般の暮らしの中で、夫婦別姓が一刻も早く法規定されることにより、より多くの人たちの安定した暮らしにつながるのです。よってこの陳情に賛成し討論を終わります。